

地域住宅モデル普及推進事業  
募集要領

【全国的に事業活動を行う団体向け版】

平成21年1月

※ 本事業は、平成20年度2次補正予算の成立を前提とするものであり、この募集要領に記載している内容については、今後変更することがあります

※ 募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を順次6. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募下さい

## 目 次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2. 1	対象となる事業	1
2. 2	対象事業者	1
2. 3	補助額	2
2. 4	その他	2
3	事業の実施方法	3
3. 1	手続き	3
3. 2	事業中及び事業完了後の留意点について	4
4	事業効果の報告について	5
5	事業等に関する情報提供について	5
5. 1	事業等の公表	5
5. 2	事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力	5
6	応募方法	5
6. 1	募集期間	5
6. 2	問い合わせ先、資料の配付	5
6. 3	提出先	6
6. 4	提出方法	6
6. 5	提出書類	6
	応募書類様式	8
別記 1	長寿命の住宅における基本性能等の基準	12
別記 2	地域住宅モデル普及推進事業補助対象経費	14
別記 3	応募書類の作成・記入要領	15

## 1 事業の趣旨

地域住宅モデル普及推進事業は、地域の特性を活かした長寿命の住宅供給やU I J ターン・二地域居住等の希望者の定住を促進するため、そのモデルとなる展示住宅の整備や生活体験施設の整備等を行う事業を支援することにより、地域の住宅市場の活性化を緊急に図ることを目的とします。

なお、本事業は、平成20年度2次補正予算の成立を前提とするものであり、この募集要領に記載している内容については、今後変更することがあります。

## 2 事業内容

### 2. 1 対象となる事業

本事業において対象となる事業は、次の(1)及び(2)に該当するものであることが必要です。

#### (1) 事業の種類

次の①または②に該当するものであること

##### ① 展示住宅の整備

地元で生産される木材などの地域建材が活用され、気候風土等の地域特性に配慮されるなど地域型の木造展示住宅を整備する事業及びこれに附帯する事業

##### ② 生活体験施設の整備

二地域居住やU I J ターンの希望者の定住促進のための生活体験用の滞在施設を整備する事業及びこれに附帯する事業

#### (2) 事業の要件

次の全ての要件に該当するものであること

① 住宅の展示や、生活体験の提供を通して、地域の特性を活かした長寿命の住宅の普及を促進し、地域の住宅市場を活性化する効果が期待できる事業であること。

② 平成20年度中に着手（設計の開始又は着工）し、原則として平成21年度中に事業が完了するものであって、建設または改修等を実施することが明らかなものであること。なお、本事業の募集は、今回（平成20年度第2次補正予算）限りであり、平成21年度以降に募集する予定はありません。

③ 1年間以上展示住宅または生活体験施設の用に供するものを整備するものであること。

④ 整備しようとする展示住宅又は生活体験施設は、別記1「長寿命の住宅における基本性能等の基準」を満たすものであること。

### 2. 2 対象事業者

補助を受ける者は、次の全ての要件に該当することが必要です。ただし、公益法人は除きます。

(1) 住宅の生産に関する知見を有し、かつ、全国において住宅供給事業者を支援する事業活動を行っていること

(2) 営利を目的としない法人であること

(3) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を

有していること（定款等、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書等を備えていること。）

## 2. 3 補助額

補助額は、次の(1)及び(2)に掲げる費用の合計の額です。

ただし、実際の補助金額は、応募書類に記載された金額及び事業内容等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも応募書類において記載された費用の額と一致するとは限りません。

本事業の補助対象となる費用の経費の詳細については、別記2「地域住宅モデル普及推進事業補助対象経費」によるものとします。

ただし、対象事業者の経常的な費用については、申請することはできません。

### (1) 整備事業費

長寿命の住宅の普及に資する展示住宅又は生活体験施設（以下、展示住宅等という。）の整備（新築又は改修による整備をいう。以下同じ。）に要する費用で、新築の場合 26 百万円以内、改修の場合 22 百万円以内を補助対象限度額として、この費用に 0.9 を乗じて得た額を限度とする減価償却費相当額以内の額（ただし、当該展示住宅等の用に供する年数分を限度とします）とします。

計算例 1：建設費 28 百万円の展示住宅を新築し、3 年間、展示住宅（耐用年数 7 年）の用に供する場合

- ① 実際の建設費 28 百万円は、26 百万円超のため、補助対象限度額は 26 百万円以内
- ② 3 年間展示住宅として使用することから  $26 \text{ 百万円} \times 0.9 \times 3 \text{ 年} / 7 \text{ 年} =$  10 百万円が補助額となる
- ③ また、 $(28 \text{ 百万円} - 26 \text{ 百万円}) + (26 \text{ 百万円} - 10 \text{ 百万円}) =$  18 百万円の事業者の自己負担が必要となる

計算例 2：建設費 15 百万円の展示住宅を新築し、4 年間、展示住宅の用に供する場合

- ① 実際の建設費 15 百万円は、26 百万円以内のため、補助対象限度額は 15 百万円以内
- ② 4 年間展示住宅として使用することから  $15 \text{ 百万円} \times 0.9 \times 4 \text{ 年} / 7 \text{ 年} =$  8 百万円が補助額となる
- ③ また、 $15 \text{ 百万円} - 8 \text{ 百万円} =$  7 百万円の事業者の自己負担が必要となる

### (2) 附帯事業費

(1)の事業による展示住宅等の整備のため必要な建築設計費、整備する展示住宅等の普及促進等に要する費用で、(1)の額に 0.3 を乗じて得た額以内の額とします。

## 2. 4 その他

消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税を除いた費用を補助対象費用とします。

他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

### 3. 事業の実施方法

#### 3. 1 手続き

本事業は、以下の手続きを経て行われます。各々の手続きの内容は、以下のとおりです。

##### (1) 提案募集

- ①国は、事業の提案に必要となる要件を定めて事業提案の募集を行います。
- ②募集開始後、事業を実施しようとする者は、平成21年2月3日（火）までに国に提案を応募します。
- ③国は、要件等の審査をした上で採択する事業を決定し、提案者に通知します。

##### (2) 補助金交付申請

採択された事業の提案者は国に補助金の交付申請をしていただきます。交付申請にあたっての具体的な手続きについては、(1)③の採択通知時に提案者に対してお知らせします。

##### (3) 交付決定

国は、(2)の交付申請を受け、以下の事項等について審査し、交付決定を行います。交付決定は、超長期住宅先導的モデル事業補助金交付要綱（以下、交付要綱という。）に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱及び本募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、国から他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

##### (4) 補助事業の計画変更（やむを得ず必要となる場合）

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣等の承認を得る必要があります。

- ① 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更
- ② 補助事業の中止、又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、採択された事業と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

##### (5) 実績報告及び額の確定

補助を受ける者は、補助事業が完了したときは、「完了実績報告書」を提出してい

ただが必要があります。

国は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は(1)③の採択時にお知らせします。

### 3. 2 事業中及び事業完了後の留意点について

#### (1) 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※展示住宅等の整備経費は展示住宅等の用に供する年数分の減価償却費相当額を限度としており、当該年数分の減価償却費相当額の補助を受けた場合、当該年数の経過を待たずして、補助金で整備した展示住宅等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

#### (2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

#### (3) その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日

付け建設省住発第 120 号住宅局長通達)

- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 超長期住宅先導的モデル事業補助金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け国住市第 753 号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

#### 4. 事業効果の報告について

事業完了後、補助事業により整備した展示住宅等による普及効果について、当該施設を展示住宅等の用に供する期間（ただし、原則として 7 年間を限度とする）、毎年度末に国に報告していただきます。詳細は 3. 1 (1)③の採択時にお知らせします。

#### 5. 事業等に関する情報提供について

##### 5. 1 事業等の公表

普及促進を目的に広く一般に本事業による取組について紹介するため、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

##### 5. 2 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、事業終了後、当該事業に関する調査・評価のため、アンケートやヒアリング等へ協力していただくことがあります。

#### 6 応募方法

##### 6. 1 募集期間

平成 21 年 1 月 23 日（金）～平成 21 年 2 月 3 日（火）消印有効

##### 6. 2 問い合わせ先、資料の配付

当該事業に関する追加的な説明については、下記ホームページに掲載しますのでご確認ください。質問等については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。回答は類似のものについてはまとめるなどの整理を行った上で Q & A として下記ホームページに回答を掲載します。原則として電話での質問・相談は受け付けません。

応募様式は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可）、また、下記のホームページから様式をダウンロードすることが可能です。



<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課 地域住宅モデル普及推進事業担当

F A X : 03-5253-1629

メールアドレス : seisan@mlit.go.jp

電話番号 : 03-5253-8111 (内線 39422)

ホームページ : <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

(応募様式のダウンロード可能)

受付時間 : 9 : 30 ~ 18 : 15 (土日曜、祝日除く)

### 6. 3 提出先

<提出先>

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 地域住宅モデル普及推進事業担当

### 6. 4 提出方法

本事業に応募される方は、別記3「応募書類の作成・記入要領」により、6. 5 提出書類に規定された書類及びその書類の電子ファイルを格納したCD-Rを必要数そろえた上で、6. 3 提出先に提出してください。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送の際、封筒の表に「地域住宅モデル普及推進事業 応募書類在中」と朱書きしてください。

(応募書類の差し替えは堅くお断りします。)

※ 注意事項

- 1) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 2) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- 3) 採択された事業については、その概要を公表することがあります。

### 6. 5 提出書類

提案の申請をしようとする者は、募集期間中に以下の提出書類一覧表に従って、提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	提案申請書 (必須)		様式1

2) 応募図書	①フェイスシート(必須)	3部 うち2部は写し	様式2
	②事業の概要(必須)		様式3
	③事業に係る経費の内訳(必須)		様式4
	④事業実施体制(任意)		様式自由
	⑤その他添付書類(事業の概要がわかる図面等)(任意)		様式自由
3) CD-R	上記1)～2)の応募書類の電子ファイルを格納したもの	1枚	

※ 注意事項

- ①1)、2)の応募書類は、日本語の活字体(手書きは不可)で、A4サイズ(片面印刷)にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ②電子ファイルを作成するアプリケーション及び保存形式は、Microsoft社のWord2000以降のバージョン形式としてください。ただし、Word2007は未対応ですので、ご注意下さい。
- ③CD-Rには、「地域住宅モデル普及推進事業」と「応募者名」を記載してください。

平成 年 月 日

国土交通大臣 金子一義 殿

## 地域住宅モデル普及推進事業 提案申請書

以下の内容により、地域住宅モデル普及推進事業の提案を申請します。

## 提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①展示住宅の整備	
②生活体験施設の整備	

(代表提案者)

提 案 者  
代 表 者

印

## フェイスシート (A4・1枚)

事業概要	
事業名	
事業内容 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 展示住宅の整備 <input type="checkbox"/> 生活体験施設の整備
提案者名	
所属	
役職名	
担当者氏名	
住所	〒            — <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">           平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先            を記入してください         </div>
電話	
F A X	
E - m a i l	
建物規模等	棟数                            棟 延べ面積                    m2 (※複数棟の場合は全体の総計)
建設地住所	(複数棟の場合、別添としてください)
建設内容 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修
事業費	(総事業費)                            百万円 (補助金額)                            百万円
事業期間	平成    年    月    ～ 平成    年    月
提案者実績	(地域の住宅市場の活性化の取組について具体的な案件を記入してください。) 例：取組内容、取組時期等
事業要件への適合状況	
地域住宅市場活性化効果(目標)	(事業の実施により、対象地域の住宅市場活性化に与える効果について、具体的な目標を含めて記載してください。効果については合計値を記載してください。) 例) 地域材を使った住宅の供給 ○○戸/年 等
平成20年度中に着手(設計等に着手するものを含む。)するものであること	(着手する内容、時期及び着工時期等を具体的に記載してください。)

## 事業の概要

事業名	
事業内容 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 展示住宅の整備 <input type="checkbox"/> 生活体験施設の整備
建設内容 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>当該事業の展示住宅、生活体験用の滞在施設の建設工事の概要を説明してください。</p> </div> <p>例) 国産の木材、瓦、畳等の国産建材をふんだんに活用し、以下の基準を満たす展示住宅の建設を全国〇箇所を実施。</p> <p>○ 本事業において建設する展示住宅の基準</p> <p>耐震性の確保：建築基準法に規定されている壁量の△倍の壁を確保</p> <p>構造躯体の耐久性の確保：劣化対策等級3を確保</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p>	
<p>附帯事業の概要</p> <p>例) 展示住宅のPRのためのパンフレット作成</p>	

## 事業に係る経費の内訳（事業費・附帯事業費）

応募者名			
事業名			
	区分	金額(千円)	内訳
補助対象経費			
整備事業費			
施設・設備工事費			
例) 展示住宅建設費		××	○千円×0.9×△/○
附帯事業費			
賃金			・試験補助者
例) ○○の補助		××	○人×□□千円/日
報償金			・学識経験者
例) ○×検討委員謝金		××	○人×□□千円/日
旅費			・委員会出席に係る旅費
例) ○×検討委員旅費		××	○人×□□千円
需用費			・試験材料費
例) 消耗品費		××	○○千円×△個
役務費			・性能評価試験
例) 試験料		××	○○百万円×□体
委託料			・送料、集計作業経費等
例) アンケート調査・分析		××	○○千円
使用料及び賃借料			・○×検討委員会開催
例) 会場借上料		××	○○千円×△日
負担金等			
例) 性能評価手数料		××	
施設・設備工事費			
例) 関連施設整備費		××	

注1 それぞれの区分に応じて積算内訳を記載してください。

2 「整備事業費」については、募集要領2. 3(1)の項を参考に計算してください。

3 委託料は附帯事業費の補助対象経費の50%以内としてください。

別記 1

長寿命の住宅における基本性能等の基準

1 新築

新築については、長期優良住宅建築等計画案の満たすものとします。（1月25日までパブリックコメント中の案。国土交通省ホームページ参照。）

長期優良住宅建築等計画の認定基準案の概要について

性能項目等	求めるべき性能	認定基準
劣化対策 (耐久性)	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。 ・通常想定される維持管理条件下で、構造躯体の使用継続期間が少なくとも100年程度となる措置 〔適切な維持管理により150~200年にわたる使用継続を期待〕	劣化対策等級3に加えて構造ごとに以下の措置を講じること。 〔RC造〕次のいずれかとする。 ・水セメント比を45%以下とする、 ・水セメント比を50%以下とし、かつ、かぶり厚を1cm増やす。 〔S造〕次のいずれかとする。 ・鋼材の厚さを増すか、または、めっき処理・塗膜処理のレベルをあげる。 ・床下及び小屋裏の点検口を設置し、床下空間に一定以上の有効高さ(330mm以上)を確保。 〔木造〕 ・床下及び小屋裏の点検口を設置。 ・床下空間に一定以上の有効高さ(330mm以上)を確保。
耐震性	極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。 ・免震建築物とするか、または、大規模地震力に対する変形を一定以下に抑制する措置	〔免震建築物による場合〕 ・評価方法基準に定める免震建築物であること。 〔層間変形角による場合〕 ・大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合がそれぞれを1/100以下(木造の場合は1/40以下)とする。 〔その他の場合〕 ・耐震等級(倒壊等防止)の等級2とする。
維持管理・更新の容易性  可変性	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。 ・専用配管・共用配管の維持管理が容易となる措置 ・共用排水管の更新が容易となる措置 居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。 ・将来の間取り変更に応じて、配管・配線のために必要な躯体天井高を確保	・維持管理対策等級(専用配管・共用配管)等級3 ・更新対策等級(共用排水管)等級3 ※専用部に立ち入らず共用配管を維持管理等することができることとの代替措置を規定。  ・一定以上の躯体天井高(2,650mm以上)を確保。
バリアフリー性	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要スペースが確保されていること。 ・共用廊下の幅員等について必要スペースを確保	・高齢者等対策等級(共用部分)3 ただし、手すり・段差・高低差については対象としない。
省エネルギー性  居住環境	必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。 ・省エネ法に規定する次世代省エネルギー基準相当に適合 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。	・省エネルギー対策等級4  ・地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これらの内容と調和が図られること。
住戸面積	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。	〔戸建て住宅〕 ・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準) 〔共同住宅〕 ・55㎡以上(2人世帯の都市居住型誘導居住面積水準) ※1階部分(基準階)の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積) ※戸建て住宅、共同住宅とも、地域の実情に応じて引上げ・引下げを可能とする。ただし、戸建て住宅55㎡、共同住宅40㎡(いずれも1人世帯の誘導居住面積水準)を下限とする。
維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画が策定されていること	・維持保全計画に記載すべき項目については、①構造耐力上主要な部分、②雨水の浸入を防止する部分及び③給水・排水の設備について、点検の時期・内容を定めること。 ・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。

## 2 改修

改修については、以下に掲げるような取組のうち、任意のものについて優れた取組みを行うものとします。

(具体例)

### ○耐久性・耐震性等、既存住宅等の性能の向上

- ・全面的な改修により耐久性、耐震性、省エネ性等の性能を一体的に向上させるもの
- ・全面的な改修ではないが、内装設備の交換や一部の改修により既存住宅等の価値を合理的かつ効果的に高めるもの
- ・耐久性、耐震性、省エネ性等の性能の向上とあわせて、外観の修景等を行い、地域のまちなみ形成に資するもの
- ・既存住宅等を使用しながら施工可能な改修手法等、居住者に配慮するもの。
- ・施工性、普及性の高い工法を採用するもの 等

### ○維持管理流通強化

- ・改修の機会をとらえ、既存住宅等の評価や改修時の履歴情報の作成保管、保証等を伴うもの 等



## 別記2

### 地域住宅モデル普及推進事業補助対象経費

地域住宅モデル普及推進事業の補助対象経費については、以下のとおりとします。

ただし、経常的な費用（展示住宅の説明員や生活体験施設の事務員等の人件費、建設地の土地借上料、団体の会費等）については、申請することはできません。

#### 1 整備事業費

区分	説明
施設・設備工事費	展示住宅建設費および改修費、生活体験施設建設費および改修費

#### 2 附帯事業費

区分	説明
給料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職員手当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
保険料	職員に係る社会保険料
賃金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
旅費	事業執行のため直接必要な出張、関係機関等との連絡等に必要 な普通旅費
報償費	謝礼金等
需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車等備品の修繕料
役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委託料	調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料
備品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金等	事業執行のために必要な負担金等、ただし、経常的会費等は含まない。

※給料、職員手当、保険料、賃金の合計額は、原則として附帯事業費総額の30%以内とする。

### 別記3

#### 応募書類の作成・記入要領

1. 応募書類の枚数は、原則として、1様式につき1枚とします。必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に（※）記載してください。  
※ 本補助事業で何を行いたいのかを簡潔に、わかりやすく記載してください。応募者の理念、考え方、応募者の過去の実績等が、直接必要とされない欄にも記載されていると、本補助事業によって行いたいことが分かりづらくなります。
2. 応募書類はすべてA4版タテ使いとし、通しページを付して両面印刷としてください。
3. 書類は1部ずつ左上角をホッチキスで留め、3部提出してください。
4. 応募書類のうち、様式1～3の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したCD-Rを1枚提出してください。その際、CD-Rには「地域住宅モデル普及推進事業」、「応募者名」及び「事業名（例：〇〇に関する事業）」を記載してください。